

警察署協議会議事概要

協議会名	神奈川県麻生警察署協議会
日 時	令和6年2月14日（水）午後3時から午後4時30分までの間
場 所	神奈川県麻生警察署
出席者	<p>1 警察署協議会側 会長 赤本昌応 副会長 中島健児 中山嘉春 門間亜砂子 江刺家伸洋 濱泉 山木和人 計7人</p> <p>2 警察署側 署長 玉置敏也 副署長 加藤則夫 警務課長 菅原彰 会計課長 臼井敬子 地域課長 諏訪智 刑事課長 村上美生 警備課長 斎藤貴広 交通課長 渡邊潤 計8人</p>
議事要旨	<p style="text-align: center;">警察署協議会からの答申等に対する措置結果の説明</p> <p>前回諮問「警察に求める不法滞在外国人対策について」</p> <p>1 答申</p> <p>(1) パスポートや在留カードの確認を徹底する。 今は外国人を雇う際、ハローワークに登録するように指導されているので、実際に働いている人と登録者の人数が合うかどうか確認をする。</p> <p>(2) 不法滞在外国人を雇う業種は限られていると思うので、柔らかな指導をする。 物流、コンビニエンスストア、解体、建設、土木等の業種に対し、在留資格等の身分確認を警察が外から継続的な確認をした方がいいと思う。</p> <p>(3) 不動産会社には、急に外国人が大勢住んだり、出入りが多い等、住民から様々なクレームがあると思うので、情報を入手したらすぐに警察に相談をする。 不動産会社は契約時だけでなく、警察と連携して継続的に実態把握に努める。 気軽に警察に相談ができるように、110番通報ではなく、目安箱やメールの窓口を設置すると思う。</p> <p>2 措置結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種を問わず、管内各企業における管理者対策として、日ごろから企業訪問を行っているところであるが、その際に、外国人を雇う際の諸注意として、警察本部から配布された入国管理局作成の「外国人の適正な雇用にご協力ください」というパンフレットを活用し、適正な外国人雇用についての意識付けを行った。 ・ 管内に所在する関係機関と情報交換を行った。 ・ 外国人を雇用する機会の多い業種（物流、コンビニエンスストア、解体業、土木業）の責任者に対して 外国人を雇用する際は、在留カード等で就労の可否を確認する 雇用期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みを丁寧に説明する パワハラやセクハラ等の人権侵害に注意する など、「外国人を狙い撃ちにしている」と曲解されないように、注意喚起を行った。

- ・かねてから管内不動産会社に対して定期訪問を行っていたが、外国人対策の観点から、不動産会社に対して、外国人入居時の諸注意にとどまらず、各種相談や住民からの情報等があれば当署に連絡するよう依頼した。
- ・不法滞在外国人は、健康保険に加入できないだけでなく、犯罪組織に利用される可能性が高いなど、人権の侵害を受けやすい立場にある。不法滞在外国人の人権を守るためには、正規の在留資格を得させるか、母国に帰国させる必要がある。
- ・麻生警察署では、
 - 外国人の人権を尊重した警察活動の推進
 - 管内各企業や関係機関との継続した連携の強化
 を行い、不法滞在外国人を生ませないまちづくりを推進する。

諮問

効果的な巡回連絡について

答申

- 1 特殊詐欺や悪質商法の訪問により、『警察官』だと身分を明らかにしても警戒される時勢であることから、住民に対し、警戒感をなくす対策を考えてほしい。
- 2 訪問時に不在宅を減らすため、事前に巡回連絡日時を連絡してはどうか。
- 3 巡回連絡の利点を周知するための説明する力をつける。
- 4 担当地区の警察官の名前と顔を知ってもらえるよう、イベントなどに参加する。

業務説明

前四半期（令和5年10月から12月まで）の業務推進結果及び今四半期（令和6年1月から3月まで）の業務推進重点について説明を行った。